

エフテックにおける 電子マニフェストの導入について

株式会社エフテック

生産本部 品質保証ブロック
品質保証課 環境システム係

■企業プロフィール

株式会社エフテックは、自動車のシャシー部品を主力として、部品開発から製造、販売を行っている会社です。当社は、1999年にISO14001の認証を取得して以来、企業の社会的責任としてエネルギー改善に積極的に取り組んでいます。2013年10月には、国内自動車部品専門メーカー第1号としてISO50001（エネルギーマネジメントシステム）の認証を取得しました。

■企業概要

社名：株式会社エフテック
設立：1947年7月1日
本社所在地：埼玉県久喜市菖蒲町昭和19番地
連結従業員数：5,893名(2013年3月末現在)

1. 電子マニフェスト導入経緯

当社は、自動車のシャシー部品を主力製品とする自動車部品専門メーカーとして、車の燃費向上の為に日々部品軽量化の開発製造に取り組むことにより、環境改善に努めています。主要拠点は、栃木県芳賀郡の芳賀テクニカルセンター、埼玉県久喜市の久喜事業所、三重県亀山市の亀山事業所の3拠点となっています。各拠点ともに、「当社は、自動車産業の環境トップランナーを目指し、従業員一人一人が、地球環境問題に対する正しい認識を深め、企業活動の全域において継続的な環境保全活動を積極的に励行することにより、低炭素で自然豊かな未来を築く事に全力を尽くします。」というエフテック全社環境方針に従い、消費電力の削減やエネルギー使用効率改善など環境保全に積極的に取り組んでいます。また、3拠点とも環境マネジメントシステム規格のISO14001を取得し、直近2013年10月には、亀山事業所がエネルギーマネジメントシステム規格であるISO50001を取得しています。

マニフェストに関しては、当社3拠点が発行する紙マニフェストが年間約400枚となっていました。排出される廃棄物は、主にカチオン電着塗装工程から排出される汚泥などです。

電子マニフェスト導入のきっかけとなったのは、行政より、産業廃棄物の処理をより確実にするための電子マニフェスト導入を勧められた事です。行政

の勧めを受け、当社が処理を委託している収集運搬業者ならびに処分業者の電子マニフェスト加入状況を調査した結果、約3割の業者が未加入であることが判明し、電子マニフェストへの切り替えには困難が予想されました。しかしながら、当社から排出される廃棄物は当社が責任を持って処分する義務があり、遵法管理の強化には電子マニフェストシステムが有効であることから、「2013年度マニフェストの電子化率100%達成」を目標に、全社で運用に取り組むこととしました。

2. 電子マニフェスト導入

(1) 収集運搬業者、処分業者への働きかけ

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者全てが加入していなければ成り立ちません。処理業者への導入要請の結果、理解を得られ、ほぼ全ての処理業者が電子マニフェスト導入完了となりました。一部対応頂けない処分業者もありましたが、100%電子化を目標としている背景を説明し、委託先を変更することとしました。

(2) 社内での運用準備

社内に対しては電子マニフェストに関する説明会を各拠点で行い、導入の経緯や必要性、有用性を説明しました。そして、システム操作習熟のためにJWセンターから講師をお招きし、マニフェスト業務に携わる社員全員を対象に操作説明会を行いました。説明会では、デモシステムを使い実務に近いか

たちで操作体験を行いました。この操作説明会により、電子マニフェストへの切り替えは特に混乱もなく比較的スムーズに行えました。

また、電子マニフェストを継続的に運用するための社内マニュアルを独自に作成し、新規担当者に対する操作説明に役立てています。



写真 操作説明会の様子

(3) 効率的な運用を目指して

産業廃棄物は排出部門ごと、種類（荷姿）ごとに処理業者が決まっています。そこで、廃棄物や処理業者に合わせ入力項目のパターンが保存できる機能を活用し、過去に発行した紙マニフェストの情報を基に、必要となる排出パターンを作成して電子マニフェストシステムに反映しました。

更に、ログイン時のサブ番号を活用することで、担当者に合わせたシステムページを作ることができるようになりました。当社では各ページに担当者が必要とする情報のみを反映した上で、システムIDを配布しています。

システムの機能を活用することにより、登録業務の更なる効率化や入力ミスの防止が図られています。

(4) 現在の運用状況

当社は2012年10月の導入決定後、11月から段階的に電子マニフェストへの移行を推進しました。その結果、2013年2月には、全マニフェスト電子化切り替えを達成しました。目標通り2013年4月

以降の電子化率は100%となっており、運用を継続しています(2013年11月末時点)。

3. 導入の効果

電子マニフェストシステム導入により、紙マニフェスト発行時に生じていた記載ミスや実績集計ミスなどの問題が解決されました。その他、表のような電子マニフェストのメリットにより、遵法管理の徹底、関連業務の効率化が図られています。マニフェスト業務担当者からは「電子登録は想像以上に簡単でした」、「マニフェスト保管が不要のためファイリングの手間がなくなり楽になりました」という声が届いています。

表 電子マニフェスト利用のメリット

・記載内容不備、マニフェスト紛失の防止
・マニフェスト5年保存義務の免除
・産業廃棄物管理票交付等状況報告書提出免除
・各マニフェストの運搬、処分状況がPC上で容易に確認できる
・会社独自のマニフェスト管理台帳が不要(交付番号、票戻り状況等)
・排出データをCSV形式で抽出できるため、排出実績管理が容易になる
・通知メール配信機能(処理終了期限間近、各処理終了報告等)

電子マニフェストのデメリットは、受渡確認票を印刷する手間が生じることです。電子情報登録とはいえ、収集運搬業者には運搬物に関する書面携帯義務があることから、一定条件を満たさなければペーパーレス運用はできません。

4. 最後に

電子マニフェスト運用開始のために、準備段階では委託業者への働きかけやシステムの各初期設定など工数がかかりましたが、その後多くのメリットが得られています。今後も当社は産業廃棄物の処理責任を全うし、産業廃棄物処理に関する遵法管理のレベルアップを図っていきます。